

上尾市議会基本条例 逐条解説

(前文)

議会は、日本国憲法によって定められた住民を代表する唯一の議事機関であり、二元代表制の下、市長等の執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を発揮し、もって地方自治の本旨の実現を目指さなくてはならない。

このような認識の下、上尾市議会議員は、より一層の市民からの信頼に応えるため、説明責任を果たし、議員相互の議論を展開しながら、市政の論点を明らかにして政策立案及び政策提言を積極的に行っていかなければならない。

よって、上尾市議会及び上尾市議会議員は、直接選挙により選ばれた民主的正当性に基づき、上尾市の地域特性を踏まえた最適な政策の決定を行うことが、市民にとって最も身近な機関である上尾市議会に課せられた使命との認識の下、調査機能、政策形成機能、監視機能等を強化し、揺るぎない地方政府を確立するため、市民福祉の増進と市政の健全な発展を実現することを決意し、ここに議会の最高規範となる上尾市議会基本条例を制定する。

【解説】

前文は、本条例の趣旨や制定に至った課題や責務を示すとともに、本条例制定に当たっての上尾市議会（以下「議会」という。）及び上尾市議会議員（以下「議員」という。）の決意を示すものです。

前文は、三段落の構成となっています。

一段落目では、議会として、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すことの決意を示しています。

二段落目では、議員としての責務を果たし、政策立案や政策提言を積極的に行うことの決意を示しています。

三段落目では、議会の担うべき各機能を強化し、自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた揺るぎない地方政府を確立するため、市民福祉の増進と市の健全な発展を実現することの決意を示しています。

【用語の解説】

● 「二元代表制」

地方公共団体では、執行機関である地方公共団体の長と議事機関である議会の議員をともに市民の直接選挙により選ばれます。これを二元代表制といいます。二元代表制の特徴は、地方公共団体の長と議会がともに住民を代表する独立・対等の機関であるということです。

● 「議事機関」

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定す

る権能を有する地方公共団体の機関をいいます。

- 「地方自治の本旨」
地方公共団体の民主的、能率的な行政の確保を図り、健全な発達を保障することをいいます。
- 「執行機関」
行政の執行権限を持ち、その所掌事務について、地方公共団体の意思を自ら決定し、外部に表示することができる機関のことをいいます。地方公共団体の長以外に教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会等が置かれています。
- 「政策立案」
議会が、市の課題解決を図るため、議会の立法機能を活用し、議員提案で条例を制定するなど具体的な政策を実現することです。
- 「政策提言」
議会が、市の課題解決を図るため、必要な政策を市長その他の執行機関に対し提言することです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、上尾市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会及び上尾市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議会は複数人の議員によって、合議を通じて結論を導きだします。これは独任制の市長と対照的な性格を持つ制度です。本条例は、議会及び議員の責務、活動原則、市長等との関係など、議会の基本的な事項を定めることにより、議会が持つべき機能を十分に発揮させ、市民の負託に応えることで、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的として定めたものです。

(議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、地方自治法（昭和22年法律第67号。第10条第2項、第15条第1項及び第23条において「法」という。）第96条に規定する事件を議決し、及び行政活動を監視する権限を有する。

【解説】

議会の役割として、市民の代表である議員から構成される市の団体意思の決定機関であることを定めています。ここでいう「団体」とは、国から独立した自治権を持つ地方統治

機構（地方公共団体等）のことを指します。

議会は、日本国憲法に基づき、地方公共団体の議事機関として設置されることが規定されています。議会は地方公共団体における唯一の議事機関であり、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定など、地方自治法に規定する事件の議決権と行政活動を監視する権限を有することを定めたものです。

（基本理念）

第3条 議会は、市政における唯一の議事機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論を尽くし、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。

【解説】

地方公共団体の議会は、日本国憲法の要請により、唯一の議事機関として、当該地方公共団体の意思を決定する権能を有しています。これは、同憲法で定める地方自治の本旨のうち、特に「住民自治」という、地域のことはその地域の住民の意思に基づき、地域の住民の代表者で構成する議会に政治や行政を行わせるといった代表民主制を具現化したものです。

議会は、多くの権限と責任を担う議会として、市民の広範な意見を把握し、公平かつ公正に議論を尽くし、市の政策に反映させることで、多様化する市政の諸課題を解決する使命を担っており、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すことを定めたものです。

（基本方針）

第4条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務執行の監視及び評価を行うこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (3) 積極的に情報の公開を行い、公平性、公正性及び透明性を高めるとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、市民に開かれた議会の実現を目指すこと。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化への取組を積極的に推進すること。

【解説】

この条例の基本方針を明確化したものです。

（第1号）

議会は、市長その他の執行機関と対等の立場にあり、議会として自主的・自立的に活動

を行い、議会の果たすべき監視機能、調査機能などの役割を果たすことを定めたものです。

(第2号)

積極的・主導的に政策立案及び政策提言に積極的に取り組む姿勢を定めたものです。

(第3号)

議会における意思決定過程の透明性を確保し、議会におけるさまざまな活動について広く情報公開し市民参加を促すことで、市民に開かれた議会を目指すことを定めたものです。

(第4号)

地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限と責任が拡大することに鑑み、議会がそれに対応し能力を高めるために、議会の活性化への取組を積極的に推進することを定めたものです。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第5条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた、市民に分かりやすい開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 議会の活動について、積極的な情報公開を行い、もって市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 市長等の事務執行について監視及び評価を行うこと。
- (5) 自由かつつな討議を行い、市政の課題等に関する論点及び争点を明らかにし、政策立案及び政策提言に努めるとともに、継続的な議会改革に取り組むこと。

【解説】

議会の活動についての原則を定めたものです。

(第1号)

議会における意思決定過程の公正性及び透明性を確保し、議会におけるさまざまな活動について市民の信頼を得られるように、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指すことを定めたものです。

(第2号)

住民の意見や要望などを把握し、政策立案や政策提言につなげ、市政への反映に努めていく議会の姿勢を定めたものです。

(第3号)

議会での審議の経過や結果等について、時代に即した最適な媒体を活用し積極的に情報を公開していくことで、市民への説明責任を果たすことを定めたものです。

(第4号)

議会は、市政の状況を把握し適時適切な議決を行うために、質疑・質問や地方自治法に

定める調査権や検査権を行使すること等により、執行機関が行う事務の執行について監視を行うことを定めたものです。また、事後の評価を行うことを通じて議決の責任を果たすものです。

(第5号)

市政の課題等について、多様な市民の意見を踏まえた自由闊達な議論を行うことで、その論点及び争点を明らかにし、市に対して最適な政策立案や政策提言を行うように努めることを定めたものです。また、継続的な議会改革に取り組むことで、議会機能の強化に努めていくことを定めたものです。

(議会運営の原則)

第6条 議会は、議員平等の原則による民主的な運営を基本とし、あわせて市民の政治参画促進のため、市民に分かりやすい議会運営を行うものとする。

2 議会は、議会運営に関する例規、申合せ等を遵守し、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制により意思決定を行う機関としての役割を果たすものとする。

【解説】

議会は、様々な立場の議員が公平に発言の機会を与えられ、自由な議論を尽くし、それを通じて一つの結論を得ていく場であり、民主的な運営を基本とし、あわせて市民にわかりやすい議会運営を行うことを定めたものです。

また、議会は効率的な運営が求められます。法令遵守は当然ですが、議会の申合せ事項なども遵守し、円滑かつ効率的な運営に努めるとともに、合議制の機関である議会の役割を果たすため、審議を実りあるものにしていくよう努めることを定めたものです。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民から負託を受けた者として、その役割を深く自覚し、品位と名誉を守り、その使命の達成及び倫理の向上に努めること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (3) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、政策立案及び政策提言に努めること。
- (4) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動すること。
- (5) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

【解説】

議員の活動についての原則を定めたものです。

(第1号)

議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを深く自覚し、市民から疑念を抱かれないように、その品位と名誉を守り、誠実に職務を行うとともに、倫理の向上に努めることを定めたものです。

(第2号)

議員は、議会が公開の議論の場であり、活発な議論を通じて結論を導き出す場であることを認識し、議員相互の自由な討議を重視するとともに、各議員が積極的な発言を行うことを目指すことを定めたものです。

(第3号)

議員は、市政に関して、個々の調査研究活動の中において、常に新たな知識・情報を取得するとともに、必要に応じて政策提言や議案の提出に努めることを定めたものです。

(第4号)

議員は、市政の課題について、市民の意見を様々な方法を通じて的確に把握するよう努め、研修等を通じて自己を研鑽し、自らの意思・意見を形成する資質の向上を図り、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動することを定めたものです。

(第5号)

議員は、一部の団体や地域への利害得失ではなく、市民全体の福祉の増進を常に念頭に置いて活動することを定めたものです。

第3章 議会と市民との関係

(会議の公開)

第8条 議会は、本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び全員協議会を原則として公開するものとする。

【解説】

地方自治法で定める本会議の公開だけでなく、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会及び議会報編集委員会について、原則として公開とし、傍聴の機会を確保することを定めたものです。傍聴に当たっては、「上尾市議会傍聴規則」、「上尾市議会委員会傍聴規程」を遵守する必要があります。

原則としているのは、会議公開の例外として、出席議員の3分の2以上の多数決議決があれば、秘密会とすることができるためです。

傍聴とは別に、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会の会議録及び録画映像を市議会ホームページで公開しています。

(情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)

第9条 議会は、市民の議会に対する意識の向上を図るため、市民との情報の共有及び

積極的な情報公開を進めるとともに、市民への説明責任を十分果たすものとする。

- 2 議会は、会議で用いた資料について積極的な公開に努めるとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。
- 3 議会は、議会活動に関係する情報を市民と共有するため、上尾市議会議会報及び上尾市議会ホームページにより議会活動についての情報を市民へ分かりやすく、かつ、積極的に周知するものとする。
- 4 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会及び市政に対して関心を持つよう努めるものとする。
- 5 議会は、議決に対する説明責任を果たす上で、議案及び請願に対する議員の賛否の表明について、公表するよう努めるものとする。

【解説】

より開かれた議会を目指すため、議会における市民との情報の共有及び情報の公開や、市民への説明責任について定めたものです。

議会が市民との信頼関係を確保するには、市民への説明責任を果たし、議会活動や市政に関する情報を市民と共有することが必要であり、会議で用いた資料は積極的な公開に努めます。また、市議会だよりや市議会ホームページにより、議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知するように努めるとともに、インターネット等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会や市政に対して、関心を持つよう広報活動に努めることを定めたものです。

議会が、議決に対する説明責任を果たすため、各議案、請願に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、市議会だより、市議会ホームページ等での公表に努めることを定めたものです。

(市民参加の促進)

第10条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、法第115条の2の規定に基づく公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用に努めるものとする。
- 3 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に送付した後、その処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

【解説】

議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映させ、市民が議会活動に参加する機会を確保するため、その機会の充実に努めることを定めています。

議会が、議案や請願及び所管事務に係る調査の参考とするとともに、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用に努めることを定めたものです。

議会は、採択した請願について、市長等が処理することが適当なものについては、その後の処理の経過や結果についての報告を求めることを定めたものです。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第11条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保ち、事務執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行い、市政の発展に取り組まなければならない。

2 本会議における議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 本会議において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、反問することができる。

4 前項の反問に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

一般質問における一問一答方式での質問答弁は、質問事項に対する答弁がすぐにされるなどにより、客観的に論点及び争点がより明確になることが期待されます。従来の一括方式や一問一答式と一括式を合わせた複合式もできるよう選択制とします。

なお、一般質問における議事運営のルールについては「上尾市議会一般質問実施要領」に定めています。

反問について、本会議及び委員会等に出席した執行部は、議員の質問や提案に関し、議長又は委員長長の許可を得て、その趣旨を確認することができます。なお、質問の背景及び根拠の確認、提案に対する質問又は建設的な意見、反対の意見を述べることは認めていません。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第12条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の背景と経緯
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等に係る経費と算出根拠
- (8) 市民参加の実施の有無と内容

【解説】

市長等が提案する重要な政策について、議会としての意思を決定するため、市民への説明責任を果たすため、その政策の背景と経緯、他自治体との比較、財源措置、市民参加などの必要な8項目を明らかにするよう、市長等に対し求めることを定めたものです。

(当初予算における政策説明)

第13条 市長等は、当初予算の審議に当たり、事業別の政策説明資料を作成し、事前に議会へ提出するものとする。

【解説】

市長等は、議会に提案する当初予算案について、議会が審議を行うに当たり、政策水準を高めるような議論が行われるよう、わかりやすい事業別の政策説明資料を作成し、議会へ提出することを定めたものです。

(監視及び評価)

第14条 議会は、市長等の事務執行について、適正かつ効率的に行われているか監視し、必要があるときは適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に市長等の事務執行についての評価を明らかにする責務を有する。

【解説】

議会は、市長等の事務執行が常に適正かつ効率的に行われているか、さらには公正に行われているかを監視し、必要に応じて法令に定める議会の権限を行使することを定めたものです。また、審議や議決を通じて、市民に市長等の事務執行の評価を明らかにしなければならない責務も定めたものです。

(議決事件の追加)

第15条 議会は、市民の負託に応える市政運営を実現し、市民福祉の増進と市政の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、法第96条第2項の規定に基づく議決事件の追加について検討するものとする。

2 議会は、前項の規定により議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

3 前2項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

地方自治法の改正により、市が策定する長期の基本的計画など、議会自らが議決項目を新たに加えて決定することができるとされました。議会の責任として、市が策定する計画について、議決の拡大を行う姿勢を示したものです。

議会が議決すべき事件は「上尾市議会の議決すべき事件に関する条例」に定められてお

り、議決事件を追加するに当たっては、条例の改正を必要とし、その根拠を明確にすることを定めたものです。

第5章 議会運営

(議長及び副議長)

第16条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

【解説】

議長は、議事整理権や議会代表権など権限を有し、中立・公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営に努めることを定めたものです。

議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは副議長が議長の職務を行います。

(会派)

第17条 議員は、議会活動を行うため、主義及び主張並びに政策について共通の理念をもつ集団として会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言について積極的な調査研究を行うよう努めなければならない。

3 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならない。この場合において、会派内における意見集約、決定事項の周知等は、会派の責任において行うものとする。

【解説】

(第1項)

議員は、主義及び主張並びに政策などを同じくする議員で構成する会派を結成することができることを定めたものです。

(第2項)

会派は、政策集団として積極的に調査研究を重ね、政策立案機能を向上させ、政策立案及び政策提言を行うことを定めたものです。

(第3項)

会派は、政策の決定及び形成その他の議会活動については、会派間で調整を行い、合意形成に努めることにより、円滑かつ効率的な議会運営を行うことを定めたものです。

(委員長及び副委員長)

第18条 委員長は、調査又は審査を行う委員会の専門性及び特性を發揮させるよう努

めなければならない。

2 委員長は、中立かつ公正な立場で、民主的かつ効率的な議事の運営に努め、委員会の議事を整理し、秩序を保持しなければならない。

3 前2項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合に準用する

【解説】

委員長は、委員会の議事整理権を有し、中立・公正な立場で、民主的かつ効率的な議事の運営に努めるとともに、委員会の専門性と特性を発揮させるように委員会運営を行うなど、委員長の責務について定めたものです。

委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長が委員長の職務を行います。

(委員会の活動)

第19条 委員会は、行政課題に適切かつ迅速に対応するため、調査及び審査を自主的かつ自立的に行うものとする。

2 常任委員会は、年間活動テーマを設定し、閉会中においても所管事務調査を実施するとともに、積極的に政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。

【解説】

委員会は、行政課題に適切かつ迅速に対応するため、調査及び審査を自主的かつ自立的に行うことを定めたものです。

なお、常任委員会においては、年間の活動テーマを設定し、閉会中も所管事務調査を行い、積極的に政策立案及び政策提言を行うことを定めたものです。

第6章 議会の機能強化

(議会機能の強化)

第20条 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

【解説】

市長等の事務執行に対し、常に効率的かつ公正な執行が行われているか監視・評価を行い、積極的、能動的な政策立案・政策提言を行っていくため、議会の機能を強化することを定めたものです。

(議員間討議)

第21条 議会は、多様な観点から課題の論点を抽出及び整理し、活発な討議と意見の交換により議員間の理解を深め、新たな提案や合意点の模索に努めるものとする。

【解説】

議会には、決定過程において、複数の多様な意見を反映し、議会の本質をなす、討議という機能があります。討議機能をもつ議会の役割が重要なのは、事件には賛否両論の意見

があり、選択肢が一つであっても、議会においては事案が多面的に検討され、理解を深めることができます。

議員が市民に代わって様々な意見を表明し、相互批判、反論、同調という過程を経て意思が形成されていくことこそ議会の本質的な役割です。この役割を果たすため、議員間における討議の充実に努める必要があることを定めたものです。

(政策討論会)

第22条 議会は、議員間の共通認識の醸成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を行うことができる。

2 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める

【解説】

政策討論会については、「上尾市政策討論会実施要領」に定めています。

(専門的知見の活用)

第23条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査の活用を努めるものとする。

【解説】

地方自治法の趣旨を踏まえ、議会の審議を充実し、議会が担うべき監視機能、調査機能、政策形成機能などを最大限発揮するために、学識経験を有する者等の知見を活用することを定めたものです。

(議会広報活動の充実)

第24条 議会は、多様な広報手段の活用により議会広報活動の充実に努めることで、市民への説明責任を果たし、その負託に応えるものとする。

【解説】

議会の広報手段として、議会だより及び市議会ホームページがありますが、既存のコンテンツの充実に努めるとともに、時代に即した最適な媒体の活用を検討することを定めたものです。

(予算の確保)

第25条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

議会が議事機関としての機能を充実するために必要な予算を確保するよう努めることを定めたものです。

(議会事務局)

第26条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に関する能力を向上させるとともに、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに人員の確保により、組織体制の整備に努めるものとする。

【解説】

地方自治法第138条第2項の規定により、議会には議会事務局を置くことができます。議会が議員の政策立案能力の向上や議会を円滑かつ効率的に進めるためには、議会活動全般を補佐する議会事務局の調査機能・法務機能の充実強化を図り、必要な人員を確保する必要があり、議会事務局の組織体制の整備に努めることを定めたものです。

(議会図書室)

第27条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書及び資料等の充実に努めなければならない。

【解説】

議員の調査研究に必要な書籍を揃え、いつでも利用できるよう議会図書室の充実に努めることを定めたものです。

(交流及び連携の推進)

第28条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を推進するものとする。

【解説】

議会は、広域の課題や、他自治体の議会と協同することで効果があがるような課題など、他自治体の議会との人材交流や情報交換、合同調査を推進することを定めたものです。

(議会改革の推進)

第29条 議会は、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を行うため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置することができる。

【解説】

議会は、継続的な議会改革に取り組むため、それを推進する組織について、目的に応じた特別委員会や検討会など必要な組織を設置することができることを定めたものです。

第7章 議員の政治倫理、身分、待遇等

(議員の政治倫理)

第30条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなけ

ればならない。

- 2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

議員は、市民の代表として高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、品位の保持に努めることを定めたものです。

議員の倫理については「上尾市議会議員政治倫理条例」に定めています。

(議員の定数)

第31条 議員の定数は、議会の活動原則に基づき、議会の機能を果たすために必要な数とすることを基本とする。

- 2 議員の定数を変更する場合に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、議員の定数の基準等の明確な理由を示すものとする。

- 3 前2項の議員の定数に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

議員定数は、議会の活動原則に基づく議会機能を果たすため、必要な議員の数を基本とします。議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、明確な改正理由を付して提出することを定めたものです。

議員定数については「上尾市議会議員定数条例」に定めています。

(議員報酬)

第32条 議員報酬は、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市の財政状況、社会経済情勢、他の地方公共団体の状況等を踏まえて定めるものとする。

- 2 議員報酬を変更する場合に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。

- 3 前2項の議員報酬に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

議員報酬は議員活動への対価であり、その改正に当たっては、市の財政状況、社会情勢、他市の状況などを踏まえることを定めたものです。議員報酬の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、明確な改正理由を付して提出することを定めたものです。

議員報酬については「上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に定めています。

(政務活動費)

第33条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極

的に行うとともに、その収支報告書を公表し、市民に対して使途の説明責任を果たすことで、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。

2 前項の政務活動費に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

政務調査費の本来の使途を厳格に守り、その使途については市民から疑念をもたれることのないよう、収支報告書を公表し、透明性の向上に努めることを定めたものです。

政務活動費については「上尾市議会政務活動費の交付に関する条例」に定めています。

(議員研修の充実強化)

第34条 議会は、議員の資質と倫理の向上を図るとともに、議員の政策立案及び政策提言に関する能力を向上させるため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、学識経験を有する者及び市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の地方公共団体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。

【解説】

研修は基本的に、議員自らが様々な調査、研究を深めることで幅広い知識を取得し、政策立案及び政策提言能力の向上が期待される場所ですが、研修をより効果的に行うため、議会全体での研修を定めたものです。

また、市政の課題に関する調査が必要であると認める場合は、広く各分野から学識経験を有する者や市民などと議員研修を積極的に行うことを定めたものです。

第8章 災害時の議会の対応

(災害時の対応)

第35条 議会は、大規模な災害等が発生した場合においても、議会機能を的確に維持するため、災害対応体制について整備しなければならない。

2 前項の災害対応体制のほか、災害時の議会及び議員の役割等に係る計画に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

大地震・大洪水など、広範囲にわたり甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合においても、議会機能の維持・回復を図り、市民の安全確保と災害復旧に向けた活動を行うため、災害対応体制を整備することを定めたものです。

災害時の議会及び議員の役割等に係る計画については「上尾市議会業務継続計画（議会BCP）」に定めています。

第9章 他の条例との関係及び見直しに関する手続

(他の条例との関係)

第36条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合性を図るものとする。

【解説】

この条例は議会の基本となる条例であることから、議会に関する他の条例や規則、規程等を制定及び改廃する場合は、この条例との整合性を図らなければならないことを定めたものです。議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、適正に行う必要があります。

(見直しに関する手続)

第37条 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化等により必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の手続に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

議会は必要があると認めるとき、条例改正などの見直しの検討を行います。

条例の見直しに当たっては、議会改革特別委員会において検討します。ただし、同委員会の設置がないときは、議会運営委員会において検討します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。